

天理市告示第 54 号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、令和 8 年 3 月 17 日より 2 週間、天理市建設部下水道課に備えておいて縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 17 日

天理市長 並河 健

記

1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2 供用（下水の処理）を開始する区域

《天 理 市》

櫛本町、南六条町、庵治町、田部町、別所町、石上町、永原町、平等坊町、指柳町、田町、丹波市町、嘉幡町、富堂町、西井戸堂町、勾田町、東井戸堂町、柳本町、中山町、岸田町、福知堂町

3 供用を開始する排水施設及び公共枿の位置

分 区	起 点	終 点
櫛本北第 4 処理分区	櫛本町 983 番地	櫛本町 983 番地 地先
〃	櫛本町 400 番地 1	櫛本町 400 番地 1 地先
〃	櫛本町 2209 番地 1	櫛本町 2209 番地 1 地先
〃	櫛本町 1405 番地 1	櫛本町 1405 番地 1 地先
〃	櫛本町 1424 番地 9	櫛本町 1424 番地 9 地先
櫛本北第 9 処理分区	南六条町 208 番地 1	南六条町 208 番地 1 地先
〃	南六条町 78 番地 1	南六条町 78 番地 1 地先
櫛本北第 14 処理分区	庵治町 97 番地 1	庵治町 97 番地 1 地先
天理北第 1 処理分区	田部町 416 番地	田部町 416 番地 地先
〃	別所町 227 番地 1	別所町 227 番地 1 地先
〃	石上町 361 番地 3	石上町 361 番地 3 地先
〃	石上町 292 番地 2	石上町 292 番地 2 地先
〃	石上町 718 番地	石上町 718 番地 9 地先
天理北第 5 処理分区	平等坊町 205 番地	平等坊町 205 番地 地先
〃	指柳町 258 番地	指柳町 258 番地 地先
〃	平等坊町 214 番地 3	平等坊町 214 番地 3 地先
〃	指柳町 244 番地 1	指柳町 244 番地 1 地先
〃	指柳町 295 番地 3	指柳町 295 番地 3 地先
天理北第 9 処理分区	田町 135 番地 1	田町 135 番地 1 地先
〃	丹波市町 72 番地 1	丹波市町 72 番地 1 地先

〃	嘉幡町 342 番地 1	嘉幡町 342 番地 1 地先
〃	富堂町 152 番地 1	富堂町 152 番地 1 地先
〃	永原町 49 番地	永原町 49 番地 地先
〃	西井戸堂町 343 番地 2	西井戸堂町 343 番地 2 地先
〃	勾田町 78 番地 10	勾田町 78 番地 10 地先
〃	東井戸堂町 434 番地 1	東井戸堂町 434 番地 1 地先
大和川第 5 処理分区	柳本町 2056 番地	柳本町 2056 番地 地先
〃	中山町 518 番地 5	中山町 518 番地 5 地先
〃	柳本町 2044 番地 1	柳本町 2044 番地 1 地先
〃	柳本町 161 番地 2	柳本町 161 番地 2 地先
〃	岸田町 557 番地 1	岸田町 557 番地 1 地先
〃	柳本町 2047 番地	柳本町 2048 番地 1 地先
大和川第 8 処理分区	福知堂町 245 番地 3	福知堂町 245 番地 3 地先
〃	永原町 232 番地 1	永原町 232 番地 1 地先

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

「分流式」

5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置

「大和郡山市額田部南町地内」

6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称

「奈良県浄化センター」